

公告 出資1口の金額の減少

2017.8.10

1. 6月8日開催の、第70回通常総代会において、定款の一部変更（出資1口の金額及びその払込み方法）が議決されました。

変 更 (案)	現 行 規 定
(出資1口の金額及びその払込み方法) 第16条 出資1口の金額は1000円とし、全額一時払い込みとする。	(出資1口の金額及びその払込み方法) 第16条 出資1口の金額は、5000円とし、出資1口の一時払い込みとする。ただし、一時に払い込むことができない場合、分割払込みを認めるものとする。

2. この決定に対し異議のある方は、本公告の掲載の翌日から1ヶ月以内にお申し出下さい。

福島県西白河郡矢吹町東郷300番地
福島県南生活協同組合
0248-21-6641